

**長野広域連合ごみ処理施設建設及び
管理運営計画策定委員会**

最終提言

平成17年5月

最終提言にあたって

本委員会は、長野広域連合が整備する予定のごみ処理施設の建設及び管理運営に関する計画策定を行うため、15人の委員により平成15年5月に発足しました。

計画の策定にあたっては、平成14年3月策定の「長野地域ごみ処理広域化基本計画」(以下「現計画」という。)や長野広域連合ごみ処理施設整備検討委員会の提言に基づき、5人の専門家で構成された専門部会からの中間報告等を踏まえ、2年間にわたり会議を開催し検討を行ってまいりました。

その結果、平成15年12月にごみ処理施設建設場所の選定についての報告を、平成16年5月に主に1施設目の焼却施設の中間提言を、さらに同年9月には最終処分場に関して第二次中間提言を取りまとめ、連合長に提出いたしました。

上記の報告、提言を受け、現在、各ブロックにおいてごみ処理施設建設場所の検討が進められております。今後建設候補地が決定され、各施設の計画が作成されることとなりますが、長野広域連合をはじめ各行政当局におかれては、上記の報告、提言の主旨を十分に取り入れ、その実現にむけ精力的に取り組んでいただきますよう改めて要望する次第です。

また、長野広域連合が現計画の見直しを行うにあたり、本委員会では、最近のごみ量の推移やこれに基づいた将来予測についての検討を行い、構成市町村の施策の状況などを勘案して実現可能なごみ減量目標を設定することといたしました。減量目標として、家庭系で10パーセント、事業系で15パーセント程度の減量が可能であるとの考えから、これを主な内容として最終提言を取りまとめました。

各構成市町村におかれては、日頃地道にごみ減量について努力を積み重ねておられるところですが、さらにこの目標を上回る成果をあげていただければと、心より期待するところであります。

今後は、従来行っていた市町村単位のごみ処理から広域的処理へと大きくその枠組みが変わることになります。これに伴い、ごみを排出する側の責任感と意識の高揚が一層求められることから、広域連合及び構成市町村においては、これについて管内の住民や事業者さらに広く周知を図っていただきますよう要望いたします。

平成17年5月24日

長野広域連合ごみ処理施設建設及び管理運営計画策定委員会

委員長 富所五郎

目 次

1. これまでの経過	1
2. ごみ量の動向	2
(1) ごみ量の推移	2
(2) ごみ量の予測	4
3. 最終提言	8
(1) ごみ減量目標	8
(2) 施設整備	10
(3) その他	11
添付資料	
資料 No.1 委員名簿	13
資料 No.2 委員会要綱	15
資料 No.3 開催経過	16
資料 No.4 施設統合計画	18
資料 No.5 連合全体のごみ量実績と現状処理システムによる予測	20
別冊資料	
専門部会 中間報告書(平成 16 年 4 月)	
中間提言(平成 16 年 5 月)	
第二次中間提言(最終処分場)(平成 16 年 9 月)	

1. これまでの経過

本策定委員会は、長野広域連合（以下「連合」という。）が整備する予定のごみ処理施設（ごみ焼却施設 2 施設及び最終処分場 1 施設）の建設及び管理運営に関する計画の策定を行うため、平成 15 年 5 月から 2 年間にわたり下記のとおり検討を行った。

第 1 回から第 11 回までの本策定委員会は、主にごみ焼却施設及び最終処分場の建設場所等についての検討を行い、専門的な事項については専門部会からの報告を踏まえ、平成 16 年 5 月に「中間提言」（別冊資料）を取りまとめた。専門部会では、1 施設目のごみ焼却施設について、ごみ処理方式（焼却溶融方式）の選定及び施設建設・管理運営手法について検討を行い、平成 16 年 4 月に「専門部会中間報告書」（別冊資料）を取りまとめた。

第 12 回から第 15 回までの本策定委員会では、最終処分場についての検討を行い、中間提言と同様に専門部会からの報告を踏まえ、平成 16 年 9 月に「第二次中間提言（最終処分場）」（別冊資料）を取りまとめた。専門部会では、主に最終処分場の施設計画について検討を行い、平成 16 年 8 月に「専門部会報告書（最終処分場）」（別冊資料）を取りまとめた。

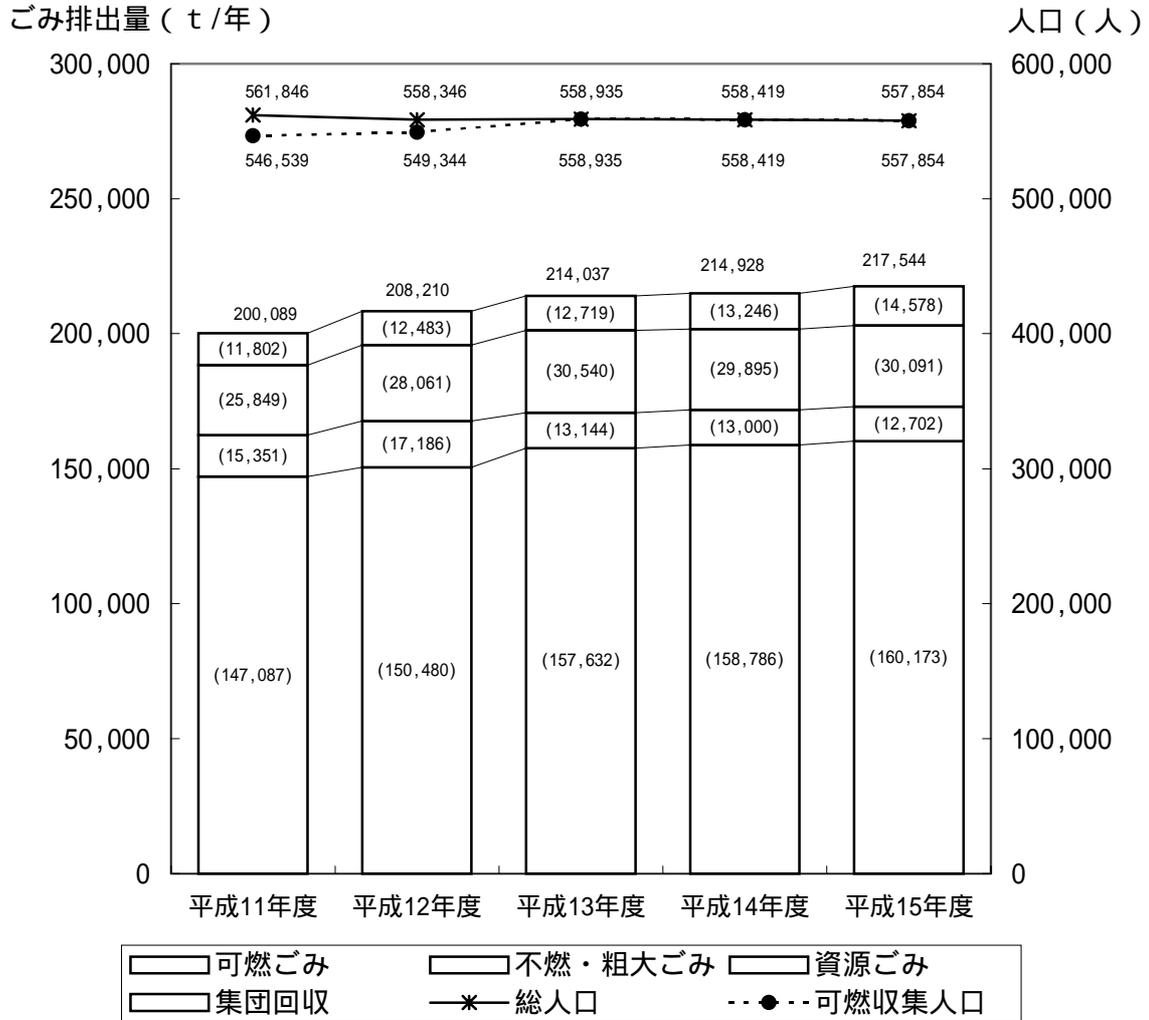
その後、連合においては、管内市町村のごみ処理がごみの野焼きの禁止や小型焼却炉の規制強化等による影響を受けたこと、また市町村合併が進みごみ処理の体制が大幅に変更されたこと及び広域処理に向けた施設統合計画を具体化する必要があること等の理由から平成 14 年 3 月に策定した「長野地域ごみ処理広域化基本計画」（以下「現計画」という。）を見直す必要が生じ、現在このための基礎調査が行われている。

このことから、第 16 回から第 20 回までの本策定委員会では現計画を見直すにあたり、ごみ処理の最新の状況を分析し、新たな課題等を整理し、ごみ減量目標や施設整備等を主な内容とする本最終提言を取りまとめた。

2. ごみ量の動向

(1) ごみ量の推移

平成 11～15 年度におけるごみ量の推移は次のとおりである。



- 1 ごみ排出量は自家処理量を除く。
- 2 端数処理により合計が合わない場合がある。

図 2 - 1 長野広域連合におけるごみ排出量の推移

図 2 - 1 に示すとおり総人口は微減傾向にあるが、ごみの総排出量は増加傾向にある。ごみの種類別に見ると、不燃・粗大ごみは減少傾向にあるが、可燃ごみと資源ごみは増加傾向にある。

ごみ排出量の変動には、主に次の要因が考えられる。

「廃棄物処理法」が平成 13 年度に改正施行され、ごみの野焼きが禁止されたことに伴い、それまで家庭用簡易焼却炉等により自家処理されていた可燃ごみが排出されるようになった。

「ダイオキシン類特別措置法」が平成 14 年度に改正施行され、事業所の小型焼却炉や簡易焼却炉の規制強化の影響を受け、事業系可燃ごみの排出が増加した。

平成 13 年度に、連合管内の可燃ごみ未収集地域が解消された。平成 12 年度時点では、旧大岡村・牟礼村・旧戸隠村の一部、旧鬼無里村の全部が可燃ごみの未収集地域であった。(未収集地域人口 9,002 人)

平成 13 年度に「家電リサイクル法」が施行され、家電 4 品目(冷蔵庫・洗濯機・テレビ・エアコン)が市町村の収集対象品目から外れたため、不燃・粗大ごみの排出が減少した。

「容器包装リサイクル法」の施行に伴い、缶・びん等に加え、市町村がプラスチック製容器包装等の分別収集を開始した結果、資源ごみとしての分別排出が進んだ。

(2) ごみ量の予測

平成 15 年度に各市町村が行っているごみ処理システムを将来も継続した場合のごみ量の予測と、現計画におけるごみ量の予測値をグラフに表し比較すると、図 2 - 2 から図 2 - 15 のとおりとなる。

なお、平成 15 年度実績、平成 22 年度予測値及び傾向等の概要は、表 2 - 1 のとおりである。

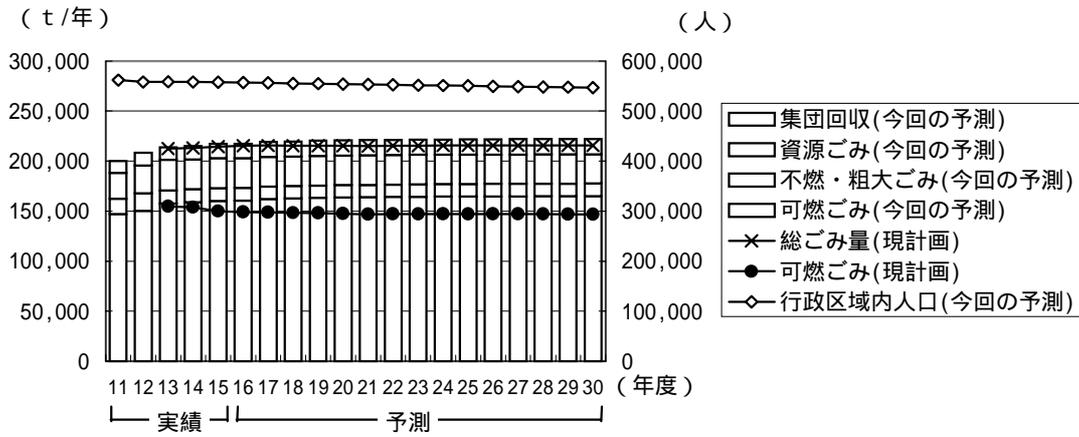


図 2 - 2 ごみ総量

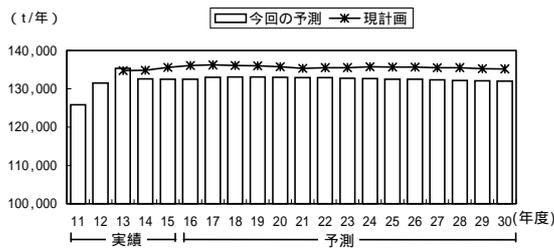


図 2 - 3 収集ごみ総量

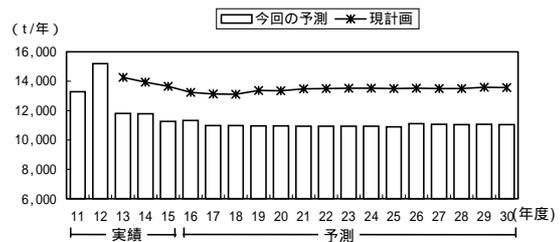


図 2 - 5 収集不燃・粗大ごみ

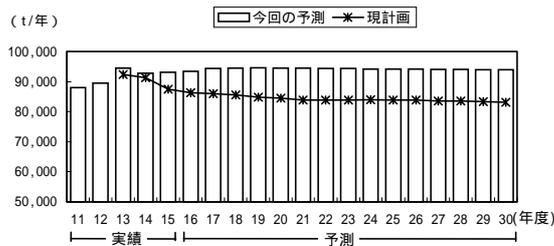


図 2 - 4 収集可燃ごみ

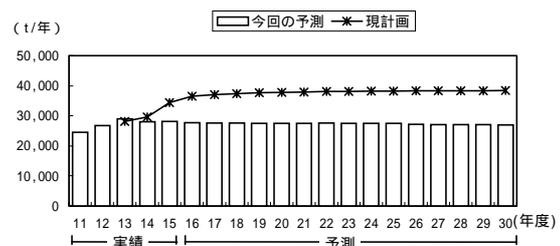


図 2 - 6 収集資源ごみ

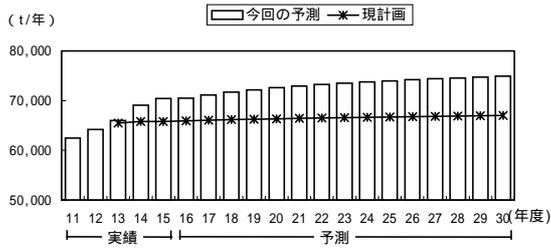


図 2 - 7 直接搬入ごみ総量

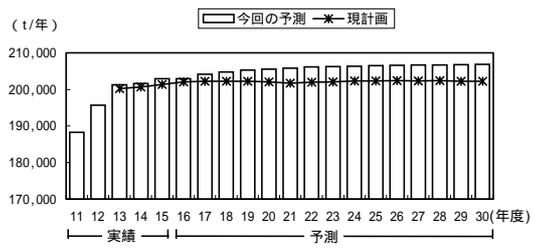


図 2 - 11 ごみ総量

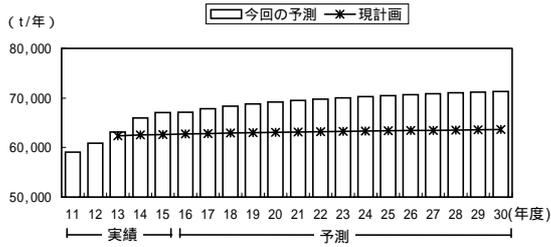


図 2 - 8 直接搬入可燃ごみ

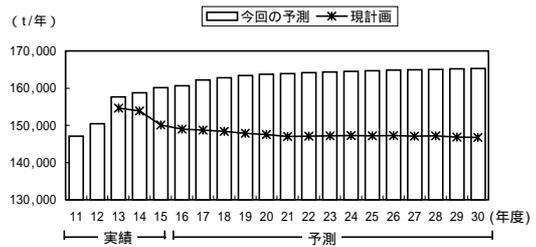


図 2 - 12 ごみ総量(可燃ごみ)

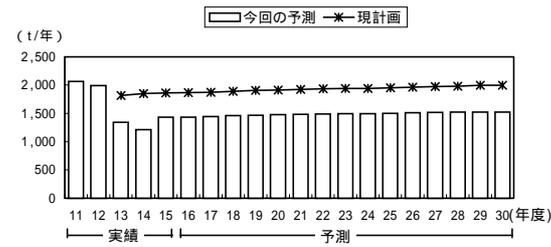


図 2 - 9 直接搬入不燃・粗大ごみ

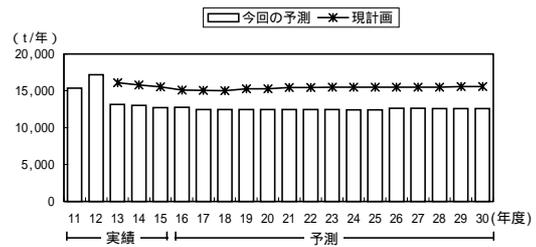


図 2 - 13 ごみ総量(不燃・粗大ごみ)

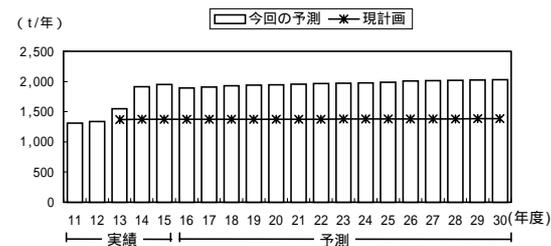


図 2 - 10 直接搬入資源ごみ

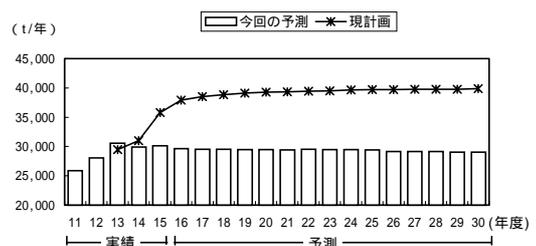


図 2 - 14 ごみ総量(資源ごみ)

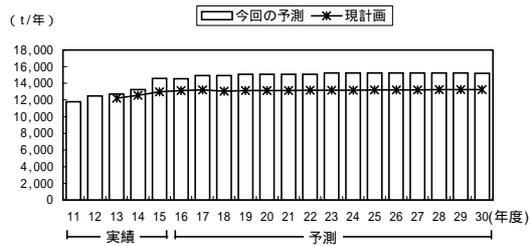


図 2 - 15 集団回収

表 2 - 1 予測結果の概要

項目	H15年度実績	H22年度 ¹		H30年度 ²		傾向	参照図等
		H15年度実績値に対する増減		H15年度実績値に対する増減			
行政区域内人口 (人)	557,854	552,559 0.9%減 5,295		546,976 1.9%減 10,878		行政区域内人口はH16年度以降、減少傾向が続く。	図2-2
収集ごみ (t/年)	132,485	132,907 0.3%増 422		131,952 0.4%減 533		収集ごみ総量はH19年度までは微増し、H20年度以降は減少傾向が続く、現計画の予測を下回る。	図2-3
可燃ごみ	93,079	94,415 1.4%増 1,336		93,906 0.9%増 827		収集可燃ごみはH19年度以降ほぼ横ばいと予測されるが、現計画の予測を上回る。	図2-4
不燃・粗大ごみ	11,267	10,940 2.9%減 327		11,050 1.9%減 217		収集不燃・粗大ごみはH17年度以降ほぼ横ばいで推移し、現計画の予測を下回る。	図2-5
資源ごみ	28,139	27,552 2.1%減 587		26,996 4.1%減 1,143		収集資源ごみはH16年度以降ほぼ横ばいであるが、現計画の予測を大きく下回る。	図2-6
直接搬入ごみ (t/年)	70,481	73,252 3.9%増 2,771		74,921 6.3%増 4,440		直接搬入ごみ総量はH16年度以降、微増傾向が続く、現計画の予測を上回る。	図2-7
可燃ごみ	67,094	69,798 4.0%増 2,704		71,368 6.4%増 4,274		直接搬入可燃ごみはH16年度以降微増傾向が続く、現計画の予測を上回る。	図2-8
不燃・粗大ごみ	1,435	1,491 3.9%増 56		1,524 6.2%増 89		直接搬入不燃・粗大ごみはH16年度以降微増傾向が続く、現計画の予測を下回る。	図2-9
資源ごみ	1,952	1,963 0.6%増 11		2,029 3.9%増 77		直接搬入資源ごみはH16年度以降微増傾向が続く、現計画の予測を上回る。	図2-10
合計 (t/年)	202,966	206,159 1.6%増 3,193		206,873 1.9%増 3,907		収集ごみと直接搬入ごみの総量はH16年度以降、微増傾向が続く、現計画の予測を上回る。	図2-2 図2-11
可燃ごみ	160,173	164,213 2.5%増 4,040		165,274 3.2%増 5,101		可燃ごみの総量はH16年度以降微増傾向が続く、現計画の予測を上回る。	図2-2 図2-12
不燃・粗大ごみ	12,702	12,431 2.1%減 271		12,574 1.0%減 128		不燃・粗大ごみの総量はH17年度以降ほぼ横ばいの傾向にあり、現計画の予測を下回る。	図2-2 図2-13
資源ごみ	30,091	29,515 1.9%減 576		29,025 3.5%減 1,066		資源ごみの総量はH16年度以降横ばい傾向が続く、現計画の予測を大きく下回る。	図2-2 図2-14
集団回収 (t/年)	14,578	15,090 3.5%増 512		15,218 4.4%増 640		集団回収はほぼ横ばいの傾向にあり、現計画の予測を上回る。	図2-2 図2-15

1 平成22年度：1施設目の稼働予定前年度

2 平成30年度：現計画の最終年度

ごみ量の予測結果によると、収集ごみ（主に家庭系ごみが占めているので以下「家庭系ごみ」という。）は、総量では現計画の予測を下回っている（図2-3）が、ごみ種別に見ると、可燃ごみは現計画の予測を上回り（図2-4）資源ごみは下回っている（図2-6）。このことから、分別を一層徹底し、資源化を推進する必要があると考えられる。

長野市の家庭系可燃ごみ組成によると、生ごみが約4割、紙類が約2割を占めている(図2-16)ため、この生ごみや紙類の削減に重点を置いたごみ減量を図る必要がある。

直接搬入ごみ(主に事業系ごみが占めているので以下「事業系ごみ」という。)は、可燃ごみ(図2-8)、資源ごみ(図2-10)ともに現計画の予測値を上回っており、総量においても(図2-7)同様である。このことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されているとおり、事業者の責務を徹底し、事業者自らが適正処理、分別、リサイクル等を推進することにより、総量を抑制する必要があると考えられる。

他都市の事業系可燃ごみ組成によれば、紙類が約5割、生ごみが約2~3割を占めている(図2-17、図2-18)ことから、紙類や生ごみの削減に重点を置いたごみ減量を図る必要がある。

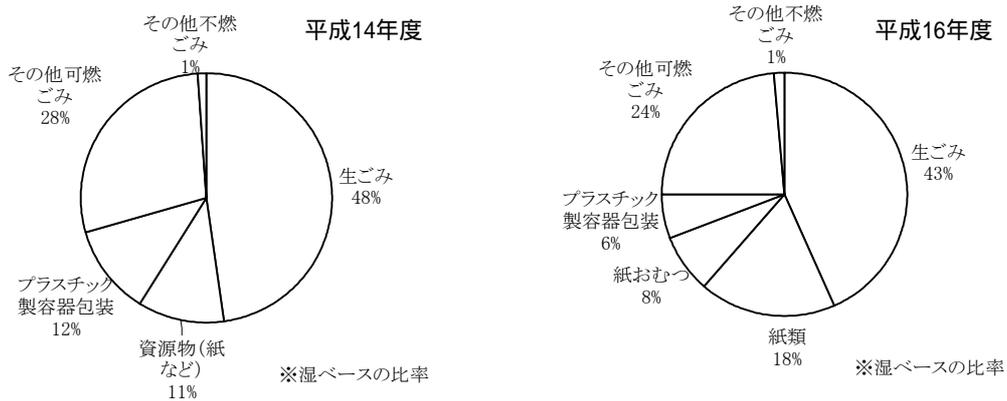


図2-16 長野市の家庭系可燃ごみ組成

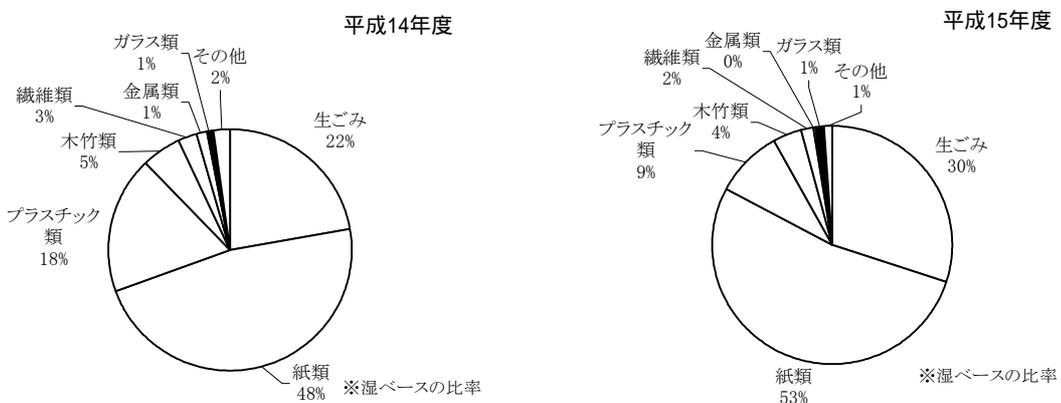


図2-17 横浜市の事業系可燃ごみ組成 図2-18 広島市の事業系可燃ごみ組成

3. 最終提言

(1) ごみ減量目標

ごみ減量目標

平成 15 年度実績に対する平成 22 年度のごみ減量目標

家庭系可燃ごみ	10%削減
事業系可燃ごみ	15%削減

ごみ減量目標の設定

連合は、管内市町村から日々排出される可燃ごみを安全かつ安定的に処理する施設を整備し、これを円滑に運営していく責務を有している。一方市町村においてはそれぞれごみ減量施策を実行しており、今後それを更に推進する必要がある。連合としては、市町村が可燃ごみの減量に取り組むにあたり、実現性のある具体的な数値目標を設定する必要があると考え、本策定委員会において検討を行い減量目標を設定した。

減量目標の設定にあたっては、市町村に減量施策を示し具体的な議論を行う必要があるため、有料化の実施や生ごみ・紙類を中心とした可燃ごみの減量について、その可能性を十分検討し目標値を示すこととした。

可燃ごみの減量試算

実現可能な減量目標を設定するために、どのような施策によりどの程度の成果が見込まれるかについて数値化するため、次のとおり試算を行った。

家庭系ごみ

- 1) 家庭用生ごみ処理機等の普及 417 t
- 2) 資源ごみのさらなる分別の促進(容器包装廃棄物関係) 5,914 t
 - (内訳)紙類(紙製容器包装を含む) (1,708 t)
 - ペットボトル (391 t)
 - プラスチック製容器包装 (3,815 t)
- 3) 独自の施策による可燃ごみ減量 3,208 t
 - (内訳)須坂市における廃油の分別収集 (4 t)
 - 千曲市における生ごみの分別収集と堆肥化 (3,204 t)

上記3項目の減量施策の試算結果の合計は9,539 tとなり、平成15年度の家庭系可燃ごみ量の実績93,079 tに対して約10%にあたる。

事業系ごみ

- 1) 紙類の再資源化 9,680 t

他都市のごみ組成の事例によれば、事業系可燃ごみの約5割を紙類が占めており、概ね事例の組成に近いと思われる長野市、須坂市、千曲市の3市において、紙類の3割を再資源化するものと見込んだ。
- 2) 公共施設から発生する生ごみ堆肥化 381 t
 - (内訳)長野市給食センターから排出される生ごみの堆肥化 (311 t)
 - 須坂市給食センターから排出される生ごみの堆肥化 (70 t)

上記2項目の減量施策の試算結果の合計は10,061 tとなり、平成15年度の事業系可燃ごみ量の実績67,094 tに対して約15%にあたる。

減量目標のまとめ

の試算は、数値化が可能と考えられる減量施策の結果を積み上げることにより、家庭系可燃ごみ 10%、事業系可燃ごみ 15%の減量が可能であると見込んだものである。

ここに挙げた減量施策を全て達成した場合に実現できるものであるが、その他の減量施策として家庭ごみの有料化、食品リサイクル法関連の生ごみの資源化、搬入処理手数料の見直し及び国、県、市町村における発生抑制策の取り組みによる効果も期待できることから、総合的に達成可能な目標として適当であると判断した。

管内市町村は、これらの減量目標の達成に向け、上記の施策をはじめ、それぞれの実情に即した独自の取り組みを積極的に行っていただきたい。

(2) 施設整備

焼却施設の規模

	平成 15 年度	平成 22 年度
年間日平均処理量 (t / 日)	447 ¹	400 ²
上記に対して必要な施設規模 (t / 日)	608	543

1 実績値

2 減量目標を達成した場合の数値

焼却施設の規模に関しては、策定委員会の中では「事業系ごみに対する減量目標を高めれば施設規模をさらに小さくできるのではないか。」との意見があった一方、「処理能力を超えるごみが排出されても、施設側とすればそれを受け入れざるをえないため、他に代替施設がない以上施設規模を安易に引き下げるべきではない。」と規模を縮小することに対して危惧する意見もあった。

本策定委員会としては、減量目標を過大に設定して施設規模を縮小することに伴うリスクや施設の安定的な運営に関する観点から、今後の国の施策の動向や管内市町村のごみ排出量の推移に十分注意を払う必要はあるものの、現時点では、現計画に示された焼却施設規模 (2 施設合計で 550 t / 日) は妥当なものであると考える。

施設統合計画

ごみ焼却施設と最終処分場の施設統合計画については、添付資料 No.4 のとおり連合から示されている。

現在は各市町村（組合）単位に個別に処理しているが、将来は連合として焼却施設 2 施設と最終処分場 1 施設を整備し統合的に処理することになる。

したがって施設の統合にあたっては、管内住民等が広域処理への移行に関して十分理解し協力が得られるよう様々な機会を活用して広報活動などに積極的に取り組むことが求められる。

また、施設の建設及び運営における費用負担のあり方については、ごみ排出量に応じた負担を取り入れ、減量の成果が反映される方式を検討することが望ましい。

（３）その他

ごみ処理手数料

家庭系ごみについては、他市の事例を調査したところ、有料化実施後、一部においてリバウンド現象と思われるごみ量の増加が見られるものの、多くの事例においては一定の減量効果が認められた。

これは、家庭系ごみの有料化が、各家庭における自家処理の増加や不要物を買わない等の発生抑制を促し、資源ごみの分別に対する意識を向上させ、また消費者が過剰包装の見直しを求めること等により小売業においてもごみ減量行動を促す大きな要因となるためである。

一方、事業系ごみは、事業者自ら処理することが原則であるため、処理手数料は適正な水準となるよう設定する必要がある。また料金体系についても、資源ごみの分別推進に寄与できるように配慮する必要がある。

家庭系ごみの有料化を含めたごみ処理手数料の見直しについては、「長野地域ごみ処理広域化基本計画提言」（平成 14 年 12 月）のとおり、当面それぞれの市町村の状況に合わせた施策の導入を図りながら、将来的には管内全市町村において実施されるべきものとする。

災害ごみ

最近の福井豪雨や新潟県中越地震等に見られるように、大規模な自然災害等が起こった場合には、一時的に多量のごみが発生し、各自治体がその対応に苦慮することが予想される。

多量の災害ごみが発生した場合には、一時保管施設の確保が急務となるため、最終処分場をはじめとする公共施設や公有地の利用等の検討も必要と考える。

このような災害ごみについては、常日頃からその対策を検討しておくことが大切であり、他県においては、災害ごみを迅速かつ的確に処理できるよう県の主導のもとで県内市町村間の支援協定を締結している事例もある。

本県においても、同様の取り組みができないか、県外市町村との支援体制の確立も含めて検討する必要がある。

長野広域連合ごみ処理施設建設及び管理運営計画策定委員会委員名簿

氏名	住所	選出区分	備考
いけだ ひでお 池田 栄雄	長野市	地区推薦	H15.6.26～H16.5.27 (和田好春委員の後任)
うえき しんいち 植木 新一	須坂市	議会選出	H17.4.8～ (北澤正啓委員の後任)
おおいし しゅうじ 大石 修治	千曲市	学識経験	
きたざわ まさひろ 北澤 正啓	須坂市	議会選出	～H17.4.7
さとう かなめ 佐藤 要	須坂市	地区推薦	H16.5.28～ (竹内正勝委員の後任)
しみず くみこ 清水 久美子	長野市	一般公募	
しみず ゆういち 清水 佑一	千曲市	地区推薦	
たけうち まさかつ 竹内 正勝	須坂市	地区推薦	副委員長 ～H16.5.27
たけむら のぶのり 竹村 宣徳	信州新町	地区推薦	
たざわ ゆういち 田沢 佑一	千曲市	議会選出	H16.12.27～ (宮坂重道委員の後任)
てらさわ かずお 寺澤 和男	長野市	議会選出	H16.11.1～ (平瀬忠義委員の後任)
とみどころ ごろう 富所 五郎	長野市	学識経験	委員長
にしざわ けさと 西澤 今朝人	千曲市	議会選出	～H16.8.25
ひらせ ただよし 平瀬 忠義	長野市	議会選出	～H16.10.31
ふくざわ たつお 福沢 達雄	長野市	地区推薦	H16.5.28～ (池田栄雄委員の後任)
まつおか えいこ 松岡 英子	長野市	学識経験	
まつむら てつお 松村 鉄雄	信濃町	地区推薦	
まつもと あきと 松本 明人	長野市	学識経験	
みやさか しげみち 宮坂 重道	千曲市	議会選出	H16.8.26～H16.12.26 (西澤今朝人委員の後任)
やえじま れいこ 八重嶋 レイ子	千曲市	一般公募	副委員長(H16.8.28～)
やなぎさわ なおゆき 柳澤 直幸	坂城町	一般公募	
わだ よしはる 和田 好春	長野市	地区推薦	～H15.6.25

(敬称略、50音順)

長野広域連合ごみ処理施設建設及び管理運営計画策定委員会専門部会委員名簿

氏 名	所 属 等	備 考
すぎやま よしお 杉山 吉男	(財) 廃棄物研究財団技術振興部長	
てらしま ひとし 寺嶋 均	(社) 全国都市清掃会議技術担当部長	
なべしま よしろう 鍋島 淑郎	元・玉川大学工学部教授	副部長
ふじた けんじ 藤田 賢二	東京大学名誉教授	部 会 長
ふじよし ひであき 藤吉 秀昭	(財) 日本環境衛生センター環境工学部長	

(敬称略、50音順)

長野広域連合ごみ処理施設建設及び管理運営計画策定委員会要綱

(設置)

第1 長野地域ごみ処理広域化基本計画及び長野広域連合ごみ処理施設整備検討委員会の提言に基づき、長野広域連合が整備するごみ処理施設の建設及び管理運営に関する計画の策定を行うため、長野広域連合ごみ処理施設建設及び管理運営計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討し、広域連合長に提言する。

(1) 長野地域広域市町村圏（小布施町を除く。以下「長野地域」という。）におけるごみ処理施設の建設及び管理運営に関する計画の策定

(2) その他広域連合長が必要と認める事項

(組織)

第3 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

(1) 長野広域連合議会議員

(2) 学識経験者

(3) 長野地域住民の代表

(4) その他広域連合長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(意見の聴取)

第7 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8 委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、専門的知識が必要な事項について検討を行う。

3 専門部会の委員は、委員会の委員以外の者で専門的知識を有するものの中から広域連合長が指名する。

4 専門部会に部会長及び副部会長1人を置き、当該専門部会の委員の互選によりこれを定める。

5 部会長は、検討結果を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第9 委員会の庶務は、長野広域連合事務局環境推進課が行う。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則（平成15年3月26日 告示第3号）

この要綱は、告示の日から施行する。

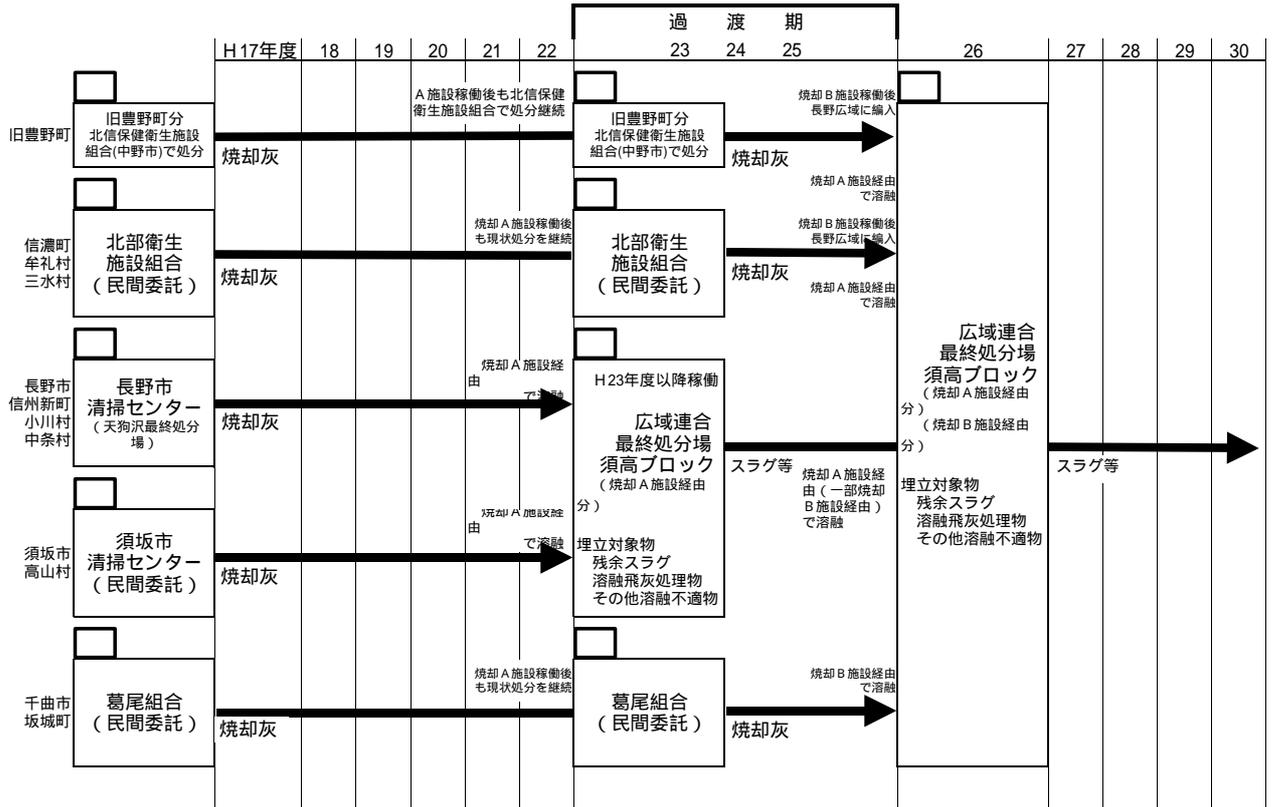
長野広域連合ごみ処理施設建設及び管理運営計画策定委員会開催経過

回数	開催日	会議事項	開催場所
第1回	H15.5.19	・委員会の任務について ・経過説明 ・今後のスケジュールについて	長野市役所 第1委員会室
第2回	H15.6.26	・第1回専門部会の報告 ・視察 葛尾組合焼却施設・ストックヤード(坂城町) 長野市清掃センター・リサイクルプラザ(長野市)	長野市清掃センター 会議室
第3回	H15.8.7～ H15.8.8	・第2回専門部会の報告 ・視察 朝日環境センター・リサイクルプラザ(川口市) 板橋清掃工場(板橋区) 最終処分場エコパーク吉川(吉川市)	川口市
第4回	H15.9.2	・施設の基本検討について ・視察 須坂市清掃センター(須坂市) 北部衛生施設組合(信濃町)	長野市城山分室 大会議室
第5回	H15.10.3	・ごみ処理技術セミナー 「これからの廃棄物処理のあり方」 ・第4回専門部会の報告 ・施設計画の基本方針の決定について	長野市城山分室 大会議室
第6回	H15.11.6	・第5回専門部会の報告 ・ごみ処理施設の建設場所の検討	長野市城山分室 大会議室
第7回	H15.12.16	・第6回専門部会の報告 ・ごみ処理施設の建設場所について ・施設建設・管理運営計画について	長野市城山分室 大会議室
第8回	H16.1.19	・第7回専門部会の報告 ・施設建設・管理運営計画について	長野市城山分室 大会議室
第9回	H16.2.23	・第8回専門部会の報告 ・施設建設・管理運営計画について	長野市城山分室 大会議室
第10回	H16.3.30	・第9回専門部会の報告 ・中間提言(骨子案)について	長野市城山分室 大会議室
第11回	H16.4.30	・専門部会中間報告について ・中間提言について ・視察 天狗沢最終処分場(長野市)	長野市城山分室 大会議室
第12回	H16.5.28	・セミナー 「最終処分場の概要」 ・最終処分場計画の基本方針について	長野市城山分室 大会議室
第13回	H16.6.1	・視察 埼玉県環境整備センター(埼玉県) エコパーク榛名(高崎市ほか4町村衛生施設組合)	
第14回	H16.7.8	・第11回専門部会の報告 ・最終処分場の基本検討 ・最終処分場計画の提言(案)について	長野市城山分室 大会議室
第15回	H16.8.26	・専門部会の報告について ・第二次中間提言(最終処分場)について	長野市城山分室 大会議室
第16回	H16.11.1	・今後の策定委員会の検討内容について ・ごみ処理の現状について	長野市城山分室 大会議室
第17回	H16.12.27	・調査対象とするごみの分類について ・ごみ量の実績と現状処理システムによる予測について ・ごみ減量の取組について	長野市城山分室 大会議室
第18回	H17.2.15	・現状処理システムによるごみ量予測結果について ・ごみ減量について	長野市城山分室 大会議室
第19回	H17.4.8	・ごみ減量目標について ・施設整備について ・最終提言について	長野市城山公民館 第二地区分館
第20回	H17.5.17	・最終提言(案)について	長野市城山分室 大会議室

長野広域連合ごみ処理施設建設及び管理運営計画策定委員会専門部会開催経過

回数	開催日	会議事項	開催場所
第1回	H15.5.26	・専門部会の任務について ・経過説明	(社)全国都市清掃会議 会議室
第2回	H15.7.8	・施設の基本検討について	(社)全国都市清掃会議 会議室
第3回	H15.8.20	・施設の基本検討について	(社)全国都市清掃会議 会議室
第4回	H15.9.16	・施設の基本検討について ・焼却溶融方式の評価基準について ・施設建設・管理運営手法について	(財)日本環境衛生センター 東京談話室
第5回	H15.10.24	・施設計画の基本方針について ・焼却溶融方式の評価基準について	(財)日本環境衛生センター 東京談話室
第6回	H15.11.26	・焼却溶融方式の技術評価について	(財)日本環境衛生センター 東京談話室
第7回	H15.12.22	・焼却溶融方式の選定について	(財)日本環境衛生センター 東京談話室
第8回	H16.2.2	・焼却溶融方式の技術評価について ・策定委員会への中間報告書について	(財)日本環境衛生センター 東京談話室
第9回	H16.3.4	・焼却溶融方式の技術評価について ・施設建設・管理運営手法について ・策定委員会への中間報告書について	(財)日本環境衛生センター 東京談話室
第10回	H16.4.13	・中間報告書の最終確認 ～以降、最終処分場関連～ ・計画条件について ・想定される立地条件について ・最終処分場の立地動向及び先進事例について	日本技術開発(株) 会議室
第11回	H16.6.24	・施設計画の基本方針について ・施設計画の基本検討について ・施設建設・管理運営手法について	(財)日本環境衛生センター 東京談話室
第12回	H16.7.28	・策定委員会への報告書について	長野市城山公民館 第二地区分館

施設統合計画（最終処分場）



～ 過渡期における焼却灰処理の切替・対応について
(焼却A施設稼働後から焼却B施設稼働まで: H23～H25年度)

[決定事項]
ア. 長野市清掃センター・須坂市清掃センターは、焼却A施設稼働後は焼却A施設でごみを焼却溶融し、広域最終処分場へ埋め立てる。(16.11.16.正副連合長会)
イ. 豊野町・北部衛生施設組合は、焼却B施設稼働までは現状の処理を継続し、焼却B施設稼働後は焼却A施設でごみを焼却溶融し、広域最終処分場へ埋め立てる。(16.11.16.正副連合長会)
ウ. 葛尾組合は、焼却B施設稼働までは現状の処理を継続し、焼却B施設稼働後は焼却B施設でごみを焼却溶融し、広域最終処分場へ埋め立てる。(16.11.16.正副連合長会)

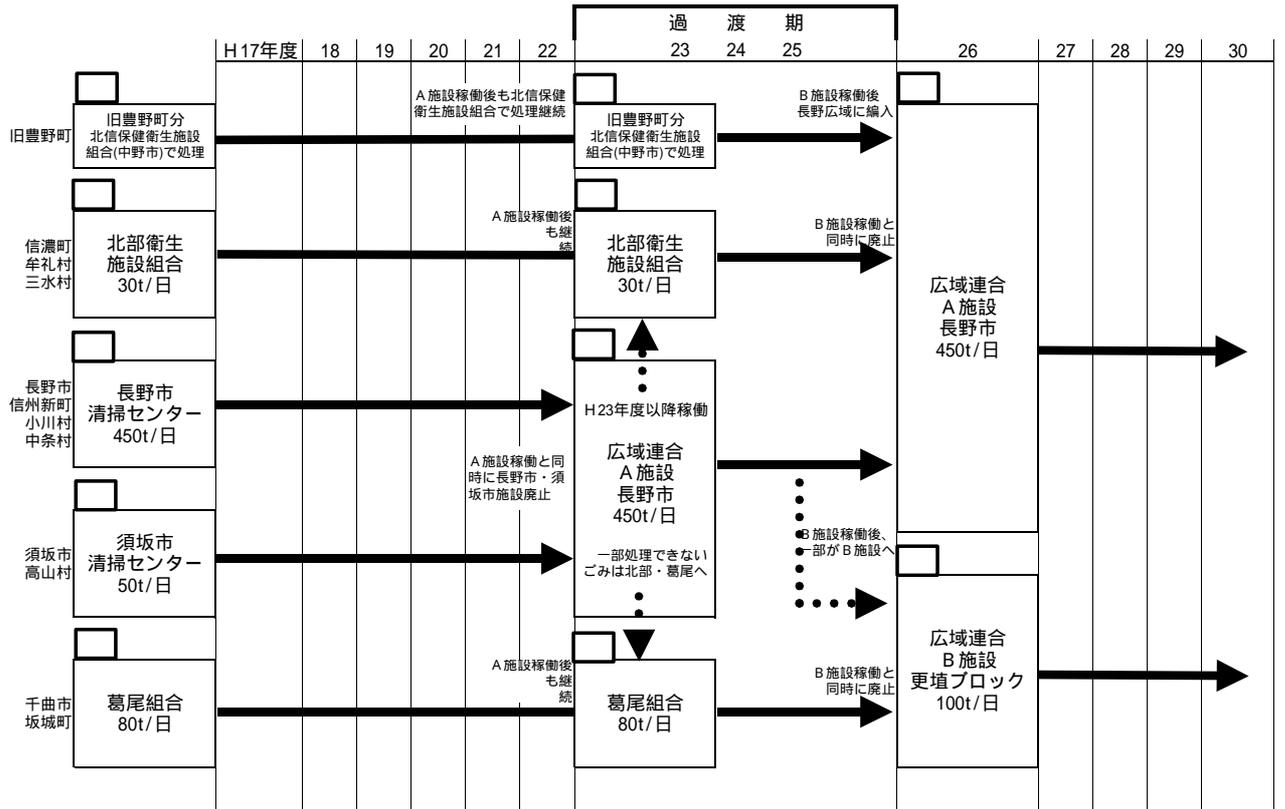
[検討課題]
ア. 焼却A施設稼働後の過渡期における、焼却灰処理の費用負担のあり方。(市町村間の公平性に十分配慮する。)

広域連合最終処分場
(建設地: 須高ブロック〔須坂市または高山村〕)について

[決定事項]
ア. 埋立容量: 18万立方メートル (14.3.基本計画)
イ. 稼働年度: 焼却A施設と同様、平成23年度を目途に供用開始とする。(16.11.16連合議会・正副連合長会)
ウ. 埋立期間: 15年間(溶融スラグの50%有効利用を前提として)(14.3.基本計画)
エ. 埋立物: 溶融スラグのうち有効利用できなかったもの(14.3.基本計画)
溶融飛灰処理物(14.3.基本計画)
その他溶融不適物(16.9.策定委員会第二次中間提言)
オ. 溶融スラグは50%以上有効利用する。(14.3.基本計画)

[検討課題]
ア. 建設費負担金・維持管理費負担金のあり方。
イ. 地元還元施設や地元対策の設置主体や費用負担の考え方。
ウ. 管理運営手法(公設公営、公設民営、PFI)をどうするか。
エ. 建設用地は、広域連合が取得することを含めて検討する。
オ. 市町村ごとに溶融スラグの利用目標量を定め、積極的な利用を図る。

施設統合計画（焼却施設）



～ 過渡期における既存施設の切替・対応について
（A施設稼働後からB施設稼働まで：H23～H25年度）

[決定事項]

- ア. A施設稼働に合わせて、長野市清掃センター・須坂市清掃センターの焼却施設は廃止する。（15.11.25.正副連合長会）
- イ. B施設稼働までは、葛尾組合・北部衛生施設組合の焼却施設は継続稼働する。（15.11.25.正副連合長会）
- ウ. B施設稼働に合わせて、葛尾組合・北部衛生施設組合の焼却施設は廃止する。（15.11.25.正副連合長会）
- エ. 旧豊野町のごみについては、B施設稼働までは、引き続き北信保健衛生施設組合で処理を行う。（16.11.16.正副連合長会）
- オ. A施設稼働後の過渡期においては、A施設は長野市清掃センター・須坂市清掃センターに搬入されていたごみを受け入れる。（16.11.16.正副連合長会）
- カ. A・B両施設稼働後においては、A施設は前述のごみに加えて、北部衛生施設組合・北信保健衛生施設組合に搬入されていたごみも受け入れることになる。その際、A・B両施設の能力等を勘案し、最適な処理対象エリアを定める。（16.11.16.正副連合長会）
- キ. B施設稼働後、葛尾組合に搬入されていたごみは、B施設へ搬入する。（16.11.16.正副連合長会）

[検討課題]

- ア. A施設稼働後の過渡期における費用負担のあり方。

広域連合A施設（建設地：長野市）について

[決定事項]

- ア. 施設規模：450トン／日程度（15.11.25.正副連合長会）
- イ. 稼働年度：平成23年度以降（15.11.25.正副連合長会及び連合議会）
- ウ. 処理方式：ストーカ式焼却＋灰溶融（16.5.策定委員会中間提言）（16.11.16.正副連合長会）
- エ. 他所焼却灰の溶融はしない。（16.11.16.正副連合長会）

[検討課題]

- ア. 建設費負担金・維持管理費負担金のあり方。
- イ. 余熱利用施設等、地元還元対策の設置主体や費用負担の考え方。
- ウ. 管理運営手法（公設公営、公設民営、PFI）をどうするか。
- エ. 建設用地は、広域連合が取得することを含めて検討する。

広域連合B施設（建設地：更埴ブロック〔千曲市または坂城町〕）について

[決定事項]

- ア. 施設規模：100トン／日程度（15.11.25.正副連合長会）
- イ. 稼働年度：平成26年度（14.3.基本計画）
- ウ. 処理方式は、溶融機能を有したものとす。（16.11.16.正副連合長会）
- エ. 余熱利用を十分に配慮する。（16.11.16.正副連合長会）

[検討課題]

- ア. 建設費負担金・維持管理費負担金のあり方。
- イ. 余熱利用施設等、地元還元対策の設置主体や費用負担の考え方。
- ウ. 管理運営手法（公設公営、公設民営、PFI）をどうするか。
- エ. 建設用地は、広域連合が取得することを含めて検討する。

表 連合全体のごみ量実績と現状処理システムによる予測(平成15年度に各市町村が行っているごみ処理システムを将来も継続した場合のごみ量の予測)

年度	(t/年)																			
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
行政区画内人口 (人)																				
可換ごみ (現計画)	561,846	558,346	558,935	558,419	557,854	557,082	556,366	555,580	554,811	554,049	553,301	552,559	551,834	551,113	550,402	549,701	549,008	548,325	547,646	546,976
不燃ごみ 粗大ごみ (現計画)	85,002	85,579	84,520	82,794	83,079	83,452	84,395	84,503	84,604	84,543	84,483	84,415	84,335	84,259	84,180	84,227	84,133	84,057	83,981	83,905
収集ごみ (t/年)	13,287	15,195	11,804	11,784	11,267	11,325	10,985	10,992	10,975	10,961	10,950	10,940	10,930	10,927	10,920	11,104	11,083	11,059	11,070	11,050
資源ごみ (現計画)	24,539	26,722	28,994	27,981	28,139	27,708	27,597	27,585	27,540	27,502	27,472	27,552	27,510	27,466	27,440	27,138	27,111	27,079	27,024	26,996
計 (現計画)	125,828	131,496	135,326	132,560	132,485	132,485	132,987	133,080	133,119	133,006	132,905	132,907	132,775	132,651	132,532	132,469	132,327	132,195	132,075	131,952
可換ごみ (現計画)	59,085	60,901	63,112	65,992	67,094	67,164	67,813	68,346	68,796	69,182	69,506	69,798	70,062	70,295	70,511	70,689	70,868	71,044	71,211	71,368
不燃ごみ 粗大ごみ (現計画)	2,064	1,991	1,340	1,216	1,435	1,433	1,448	1,461	1,467	1,476	1,484	1,491	1,494	1,494	1,501	1,512	1,517	1,520	1,521	1,524
資源ごみ (現計画)	1,310	1,339	1,369	1,372	1,372	1,372	1,372	1,372	1,376	1,376	1,376	1,376	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380	1,383	1,383
計 (現計画)	62,459	64,231	65,991	69,122	70,481	70,490	71,169	71,734	72,201	72,603	72,946	73,252	73,526	73,767	73,997	74,208	74,399	74,582	74,757	74,921
可換ごみ (現計画)	147,087	150,480	157,632	158,786	160,173	160,616	162,208	162,849	163,400	163,725	163,989	164,213	164,397	164,533	164,701	164,916	165,001	165,101	165,192	165,274
不燃ごみ 粗大ごみ (現計画)	15,351	17,186	13,144	13,000	12,702	12,756	12,443	12,453	12,442	12,437	12,434	12,431	12,424	12,424	12,403	12,616	12,600	12,579	12,591	12,574
資源ごみ (現計画)	25,849	28,061	30,540	29,895	30,091	29,601	29,505	29,512	29,478	29,447	29,428	29,515	29,480	29,444	29,425	29,145	29,125	29,097	29,049	29,025
計 (現計画)	188,287	195,727	201,324	201,682	202,966	202,975	204,156	204,814	205,320	205,609	205,851	206,159	206,301	206,418	206,529	206,671	206,726	206,777	206,832	206,873
資源回収 (t/年)	11,802	12,483	12,719	13,246	14,578	14,539	14,937	14,932	15,096	15,104	15,104	15,090	15,243	15,236	15,243	15,239	15,234	15,249	15,238	15,218
可換ごみ (現計画)	147,087	150,480	157,632	158,786	160,173	160,616	162,208	162,849	163,400	163,725	163,989	164,213	164,397	164,533	164,701	164,916	165,001	165,101	165,192	165,274
不燃ごみ 粗大ごみ (現計画)	15,351	17,186	13,144	13,000	12,702	12,756	12,443	12,453	12,442	12,437	12,434	12,431	12,424	12,424	12,403	12,616	12,600	12,579	12,591	12,574
資源ごみ (現計画)	37,651	40,544	43,259	43,141	44,669	44,140	44,442	44,444	44,574	44,551	44,532	44,605	44,723	44,680	44,668	44,384	44,359	44,346	44,287	44,243
計 (現計画)	200,089	208,210	214,043	214,928	217,544	217,514	219,093	219,746	220,416	220,713	220,955	221,249	221,544	221,654	221,772	221,916	221,960	222,026	222,070	222,091

※: 現計画においては、日量年間量に換算しているため、合計欄は端数が生じて合わない場合があります。

※: 収集ごみの実績値については、端数処理により合わない場合があります。